

社債の流通市場の活性化に向けた主な検討課題

平成 24 年 2 月 29 日

1. 社債レポ市場の整備及び決済・清算システムの機能拡充

別添資料「社債の決済・清算システムの機能拡充及び社債レポ市場の整備に関する勉強会における意見交換について」

2. 社債の追加発行（銘柄統合）

(1) 社債の追加発行（銘柄統合）とは、一般に、社債の流動性を高めるため、既発行の社債と同一の種類の社債を新たに発行すること、又は、既発行の種類の異なる社債を同一の種類とすることとされている。

これまで、国債については追加発行（銘柄統合）の事例はあるが、社債については、法律上の手当は行われているが、追加発行の事例はない。

(参考)

旧商法では社債の追加発行（銘柄統合）に関する規定はなかったが、会社法において、社債の「種類」の定義規定を置き、社債の内容が同一であれば、社債の種類が同一となるとの整理がなされ、追加発行（銘柄統合）が可能であることが明らかとされている。なお、社債権者集会についても、社債の種類ごとに構成されることとされている（第 681 条第 1 号、第 715 条）。

(2) 社債の追加発行（銘柄統合）を可能とするためには、実務上、証券保管振替機構、証券会社その他の関係者においてシステム変更の必要がある。

3. 社債の取引単位の引下げ

機関投資家向け社債の額面は 1 億円以上となっており、社債の取引単位の引下げが行われれば、流通市場における売買ロットの選択肢が広がり、より多くの投資家の参加が見込まれる。

以 上